建物の高さの制限について

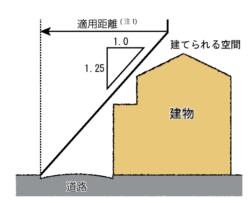
(1) 高さ制限

道路高さ制限

市街地における重要な開放空間である道路および 沿道の建物の通風、日照、採光などの環境を確保す るために「道路高さ制限」が定められています。

①用途地域が住居系地域の場合

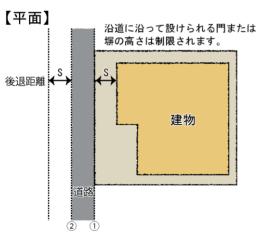
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地 域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域



(注1)適用距離(用途地域と基準容積率に応じて定められた一定距離)

※建物が前面道路の境界線から後退している場合

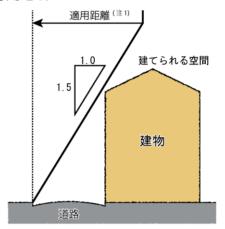
前面道路の反対側の境界線は、後退した距離に相 当する分だけ外側にあるものとして、道路高さ制限 が適用されます。



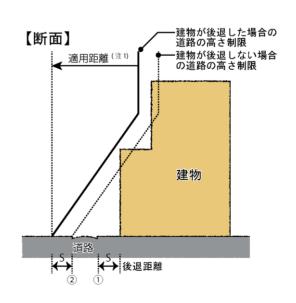
①: 前面道路の境界線 ②: 前面道路の反対側の境界線

②用途地域が住居系地域以外の場合

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 丁業専用地域



(注1)適用距離(用途地域と基準容積率に応じて定められた一定距離)



S: 後退距離のうち最小のもの

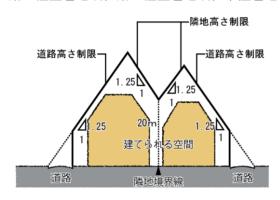
⁽注1)適用距離(用途地域と基準容積率に応じて定められた一定距離)

隣地高さ制限

建物の高層化にともなって隣地の通風、採光など の条件が悪くなるおそれがあることから「隣地高さ 制限」が定められています。

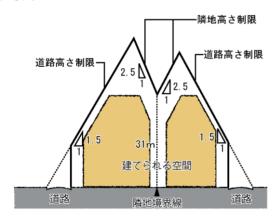
①用途地域が住居系地域の場合

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地 域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域



②用途地域が住居系地域以外の場合

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 工業専用地域



高さが31m(住居系地域では20m)をこえる部 分の外壁が隣地境界線から後退している場合は、そ の後退距離の分だけ隣地境界線が隣地側にあるもの とみなして、隣地高さ制限が適用されます。

※ なお、この他に建築基準法では「北側高さ制限」という ものがありますが、大阪市内ではこの制限が適用される地 域はありません。

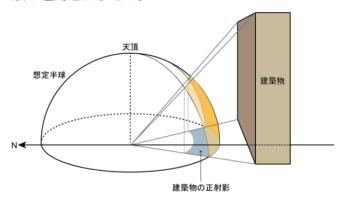
【問い合わせ先】

大阪市計画調整局建築指導部建築確認課 TEL 06-6208-9291

天空率による高さ制限の適用除外

道路斜線や隣地斜線による高さの制限について、 天空率によってこれらと同程度以上の環境が確保で きることが判断できれば、斜線制限は適用除外とな ります。天空率とは、ある位置から建物を見た時の 全天に対する空の面積の比率を表しています。

天空率を算定するには、視点の位置に仮想の半球 を想定し、建築物を正射影して天空図を作成します。 計画している建築物の天空率が、各種斜線制限に適 合した建築物の天空率よりも大きい場合には斜線制 限が適用されません。



建築基準法の構成について

このパンフレットでご説明しているのは、建 築基準法の規定のうち、建築確認など法律を運 用するための手続きなどを定めた「制度規定」 と呼ばれる部分と、都市における建物相互の関 係を定めた「集団規定」と呼ばれる部分につい てです。

この他に建築基準法では、「単体規定」と呼 ばれる、個々の建物の安全、防火、衛生などに ついて定めた部分がありますが、このパンフレ ットでは掲載していません。

なお、「単体規定」と「集団規定」をあわせ て「実体規定」と呼んでいます。

建築基準法						
制度規定	実体規定					
削及祝止	単体規定	集団規定				
法律を運用する	建物の安全、防	都市における土				
ために必要な手	火、衛生などに	地利用に関する				
続きなどを定め	関する建物単位	調整と環境の保				
た規定。	の基準を規定。	護を図るための				
		基準を規定。				

(2) 日影規制(日影による中高層の建築物 の高さの制限)

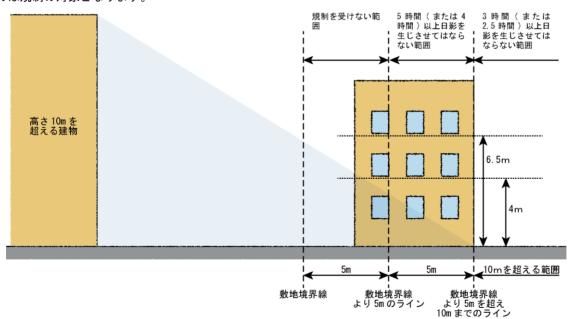
日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制 限)とは、住宅地における居住環境を保護するため に、中高層の建物(高さが10mをこえるもの)に

よって周辺にできる日影の時間を一定限度以下に制 限し、日照などの環境を確保するためのルールです。 大阪市内では、「大阪市建築基準法施行条例」(平成 15年 10月1日施行)によって、次のように用途 地域ごとに日影に関する制限が定められています。

大阪市内における日影規制の概要

規制の対象区域となる用途地域・指定容積率				規制される日影時間	
用途地域名称	指 定 容積率	規制される 建物	測定面の 高さ	敷地境界線から5 mをこえ 10m以内 の範囲	敷地境界線から 10mをこえる範 囲
第 1 種中高層住居専用地域	200%	高さが 10mを こえる建物	4m	4時間以上	2.5 時間以上
第2種中高層住居専用地域	300%			5時間以上	3時間以上
第1種住居地域	200%			5時間以上	3時間以上
第2種住居地域	200%				
準住居地域	200%				
準工業地域(臨海部を除く)	200%		6.5m		

- ※ ただし、上記の地域で、臨港地区及び再開発等促進区は、規制の対象から除外されます。
- ※ 冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影となる時間を、各測定面の高さで測定します。
- ※ 日影規制の対象区域外にある建物であっても、高さが10mをこえるものが冬至日に規制対象区域内の土地に日影を生じさ せるものは規制の対象となります。



例えば、第1種住居地域で指定容積率が 200% の場合、冬至日の午前8時から午後4時までの間に、 高さ4mの水平面で、敷地境界線から5mを超え 10m以内の範囲には、5時間以上日影となる部分

を生じさせてはならないということです。

また、上記の日影規制以外にも、地域の日照への 影響が大きい大規模建築物については、周辺環境に 配慮するよう指導を行っています。

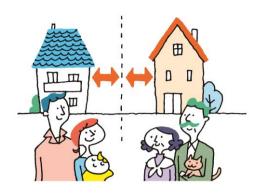
よくあるご質問のなかから

Q 住宅を建てようと考えていますが、 建物の外壁面から隣地境界線までは、 どのくらいあけなければならないので すか?

A 建物の外壁面から隣地境界線までの距離につい

ては、壁面線、地区計画、風致地区、建築協定などにより制限されます。これらの制度が定められた区域で、「壁面の位置の制限」などの規定がある場合には、これを守らなければなりません。

なお、このような規定がない区域では原則として 建築基準法による制限はありませんが、民事上のト ラブルとなることがあり、お隣の方とよく話し合い のうえ計画することが大切です。



工事中の建物について

Q 近所に工事中の建物があるのですが、配置や高さなどが気になります。 どのような建物が建つのか、確かめる 方法はありますか?

A 工事中の建物の配置や高さなどは「建築計画概要書」に記載されています。建築計画概要書は、 大阪市計画調整局建築指導部建築企画課にて閲覧することができます。また、その写し(有料)を受け取ることができます。

【問い合わせ先】 大阪市計画調整局建築指導部建築企画課 TEL 06-6208-9288 なお、建築計画概要書の情報と現地に違いがあるなどの場合には、大阪市計画調整局建築指導部監察課(TEL 06-6208-9311~9318)まで、お問い合わせください。



建築基準法の手続きを行う前に

Q マンションを建てようと考えています。そのとき建築基準法の手続きをする前に、大阪市と行わなければならない事前協議制度があると聞きましたが、それはどのようなものですか?

▲ 大阪市では、景観計画に基づく届出のほか、独自の要綱等の制度として「大規模建築物の建設計画の事前協議制度」をはじめとする各種の事前協議制度を定めています。建築主の方が建築確認申請をする前に、大阪市と協議をしていただくことによって、よりよいまちづくりができるよう協力をお願いするものです。これらの制度は、大規模なものなど一定の条件の建物を建てるにあたって、周辺の景観に与える影響や、道路、公園、上下水道などの公共施設などとの均衡調整を図ることなどを目的とした制度です。

これらの制度は、マンションだけに限定せずに、 建物の用途、規模、区域などによりそれぞれの制度 が適用される建物を定めています。

【問い合わせ先】

大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課 TEL 06-6208-9285・9287